令和４年 11 月１日

臨床実習における
新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

函館市医師会看護・リハビリテーション学院

はじめに

新型コロナウイルス感染症は、一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。また、無症状の者からの感染の可能性も指摘されており、油断は禁物です。

人と人との距離をとること（Social distancing; 社会的距離)、外出時はマスクを着用する、家の中でも咳エチケットを心がける、さらに家やオフィスの換気を十分にする、十分な睡眠などで自己の健康管理をしっかりすることで、自己のみならず、他人への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要です。

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルスに関するQ&Aより一部抜粋

本新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインは厚生労働省の指針を参考に作成しています。日常生活における集団の危険性を認識した上でSARS-CoV-2の特徴を理解し「正しく恐れ、持ち込まない、渡さない」を原則に日常生活を送って下さい。

臨床実習に臨むにあたっては、各施設等が規定する感染予防対策の取り組みを正しく理解したうえで適切な行動をとるようにしてください。

ここに函館市医師会看護・リハビリテーション学院の臨床実習における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（以下「ガイドライン」という）を提示します。

日常的な対策および予防対策

１）日常の生活において特に注意する点

（１）換気の悪い密閉された空間

（２）不特定多数の人が集まる密集した場所

（３）近距離で会話や大声を発する密接場面

ライブハウスやカラオケなど３密になりやすい空間は特に意識して避けてください。

２）日常の感染予防に関して

（１）丁寧な手洗いとうがいを励行してください。消毒用アルコールも活用し手指消毒も行うようにしてください。

（２）外出の際には、必ずマスクを着用してください。眼、鼻、口等に直接自身の手で触れないよう注意してください。

（３）休養と食事のバランスに注意し、体調管理に努めるようにしてください。

（４）毎日の検温を行う際には、別紙１：健康状態観察シートを活用し体調の自己チェック

も行ってください。（発熱、倦怠感、咳、息切れ、咽頭痛、下痢や腹痛、味覚・嗅覚の異常の有無）

（５）可能な限り人との距離をとるようにしてください。

（６）食事や会話をする際には可能な限り対面は避けてください。

（７）不要不急の外出は避け、多くの人が集まる場所に出かけることは自粛してください。

（８）国内感染拡大地域への不要不急の移動は自粛してください

（９）不要不急の海外渡航は自粛してください。

（１０）換気の悪い密閉空間は避けてください。エレベーター等の使用は注意してください

（１１）誰と会った、どこに行ったなど自身の行動を記録するようにしてください

３）登校に関して

（１）新型コロナウイルス感染症に罹患あるいは感染が疑われる場合は登校できません。

（２）インフルエンザウイルスに感染した場合も「発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで」登校することができません。学院に電話連絡の上、自宅で療養してください。

（３）別紙１：健康状態観察シートを活用し必ず登校前に体温を測定してください。発熱を伴う症状がある場合には、学院に電話連絡の後、登校を控えて自宅待機をしてください。

（４）熱がなくても倦怠感、咳、息切れ、咽頭痛、下痢や腹痛、味覚・嗅覚の異常、手指や足指の抹消部のチアノーゼ症状など、あきらかにいつもと身体状態が異なると自覚した場合には登校を控え学院に電話連絡をしてください。
（５）登校途中や授業中に体調不良を感じた際にも速やかにその旨を申し出て職員の指示に従うようにして下さい。この際に熱発を認めれば、受講を中止し帰宅をお願いすることもあります。
（６）登校途中や授業中の体調不良により体温測定を希望する場合には保健室で体温測定を行います。申し出てください。
（７）急に受診が必要になる可能性があります。健康保険証の確認をお願いします。

授業中における対策

１）学院内での過ごし方

（１）飲食時以外、学院内では常時マスクを着用してください
（２）マスクを外した状態での大声での会話を禁じます
（３）学院内にポンプ式の消毒液やポンプ式の石鹸を設置していますので、手指衛生を心がけてください。
（４）グループワークなど対面での授業形態はフェイスシールドもしくはゴーグル、マスクを装着し感染対策をとった上で必要に応じ実施します。
（５）感染対策の観点から身体接触を伴う実技はフェイスシールドもしくはゴーグル、マスク、手袋、エプロンを装着し感染対策をとった上で毎回、同じ人と行います。
（６）身体接触を伴う授業の際は手指の消毒を頻回に行い感染予防に努めてください。
（７）実習室などの機器や設備を使用した後は、アルコールを用い消毒を行ってください。
（８）フェイスシールドは常に所持し、他者と対面で関わる場合には必ず使用してください
（９）クラス毎に使用フロアを決定しています。決められたフロアからの移動は原則禁止します。
（１０）対面や近距離の食事はとても危険です。学院内での飲食時には感染リスクの低減を意識して食事を行ってください。ラウンジ以外の教室や演習室を活用し、可能な限り距離をとり密集・密接状態での食事は避けるようにしてください。
（１１）エレベーターやロッカールーム、トイレなど学院内の設備使用や学院内の生活場面において常に３密（密閉空間、密集場所、密接場面）にならないように意識して過ごしてください
（１２）感染予防のため定期的に換気を行います。防寒対策を行ってください。
（１３）授業終了後は速やかに帰宅するようにしてください。

臨床実習前、臨床実習中の行動について

日常の生活場面でも感染対策を意識し自己の体調管理に努めてください。臨床実習前はより慎重に自身の感染対策に注意を払うようにしてください。

1）臨床実習開始時及び臨床実習期間中

毎日の検温の際に使用している、別紙１：健康状態観察シートの健康の記録と感染予防状況を再確認し臨床実習開始当日の実習開始時間までに体調及び感染予防への取り組み状況を臨床実習担当教員に報告して下さい。該当の症状がある場合や感染予防への取り組み状況に問題がある場合には自宅で待機し、その旨を臨床実習責任者及び臨床実習担当教員に電話連絡を行い指示に従ってください。

２）臨床実習開始２週間前から臨床実習期間中は特に以下の点に留意してください。

（１）同居家族以外の会食や飲み会は禁止します。
（２）サークルなど多人数での集団活動やイベント、合宿は禁止します。
（３）感染対策がされていたとしても、アルバイトは禁止します。
（４）緊急事態宣言中は家族との不要不急の外出も自粛してください。
（５）別紙１：健康状態観察シートを用い、臨床実習開始前２週間の健康の記録と感染予防状況を確認してください。

３）臨床実習期間中は特に以下の点に留意して臨床実習に臨んでください

（１）臨床実習施設の感染症対策を遵守してください。
（２）手洗い、うがい等の感染症予防を徹底して行ってください。
（３）別紙１：健康状態観察シートを用い必ず毎日、朝・夕の検温と体調の確認を行ってください。
（４）風邪の症状や新型コロナウイルス感染が疑われる症状（37.5℃以上の発熱、倦怠感、咳、息切れ、咽頭痛、下痢や腹痛、味覚・嗅覚の異常）がある場合は、臨床実習責任者及び学院に連絡し指示に従ってください。
（５）インフルエンザウイルスに感染した場合
「発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで」出席停止となります。適切に臨床実習責任者及び学院に電話連絡を行い指示に従ってください。
（６）実習時間以外の不要不急の外出は控えてください。
（７）臨床実習施設で新型コロナウイルスの感染が発生した場合、臨床実習施設の指示に従うとともに学院にも連絡し指示をあおいでください。
（８）学生自身や学生の家族が PCR 検査対象となったり濃厚接触者の可能性があると連絡が入った場合は速やかに臨床実習指導者及び学院に連絡し指示に従ってください。

日常で濃厚接触者および感染者が出た際の対応

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされるため、登校禁止となります。新型コロナウイルス感染症と診断された場合には学院まで電話連絡をしてください。

１） 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

学生が新型コロナウイルス感染症と診断された場合、完治するまで出席停止となります。保健所、医療機関の指示に従い治療を受けてください。
診断が確定せず医療機関から経過観察の指示を受けた場合も無理に登校せず医療機関の指示に従い、治療を受けてください。経過観察中は、別紙１：健康観察シートを用いて健康観察を行ってください。

２）濃厚接触者と特定された場合

学生が「濃厚接触者」として保健所等から特定された場合は出席停止となります。保健所の指示に従い自宅待機してください。出席停止期間中は、別紙１：健康観察シートを用いて健康観察を行ってください。

３）新型コロナウイルス感染症に罹患あるいは感染が疑われる症状がある場合

学生に 37.5℃以上の発熱、倦怠感、咳、息切れ、咽頭痛、下痢や腹痛、味覚・嗅覚の異常などがある場合は、速やかに受診を行い必要に応じて自宅で療養してください。この間、別紙１：健康観察シートを用いて健康観察を行ってください。

４）函館市周囲が感染拡大地域に指定されている場合

発熱、咽頭痛、咳、倦怠感などがある場合はもちろんですが、発熱がなくても体調不良を自覚する場合は、無理に登校せず学院に電話連絡の上、受診し自宅療養してください。

５）その他

学院内の授業中、急に発熱したり体調不良を自覚した際には速やかに申しでてください。状況によっては受講を中止し帰宅して頂くことがありますのでご了承ください。

臨床実習中に濃厚接触者と特定されたり罹患した場合の対応

１）臨床実習先及び本校において

（１）臨床実習受け入れ施設ならびに学生本人から、学生自身の新型コロナウイルス感染症の発生及び濃厚接触者の連絡を受けた際には当該施設における実習の中断を決定し、学生へ速やかに中断の連絡をします。

（２）臨床実習中止の判断にあたっては各学科において協議し所定の手続きを行います。

２）臨床実習中断等を判断する状況に関して

（１）臨床実習中に学生が発症し、PCR 検査の結果陽性となったとき。

（２）学生が濃厚接触者である可能性がある、または濃厚接触者であるとされたとき。

（３）学生が同居する家族が濃厚接触者であるとされたとき。

（４）学生による感染対策の遵守がなされていないことが確認されたとき。

（５）臨床実習施設内において新型コロナウイルス感染の恐れがあるとき。

（６）その他

臨床実習を中止することが適切であると臨床実習施設及び各学科が判断したとき。

３）臨床実習が中断となった場合に関して

（１）臨床実習で十分に実施できなかった内容がある場合には、自宅学習において、知識と技術の補填を行います。実習の進行状況に応じて実習指導者から課題を出していただくことがあります。

（２）臨床実習を十分に行えなかった学生に対し不利益が生じないよう対処します。

４）任意保険の加入に関して

（１）本学の学生は臨床実習中の事故に対応できるように以下の任意保険に加入しています。臨床実習中の事故の適応範囲は「臨床実習中」および「学校管理下」となっています。

加入保険：一般社団法人日本看護学校協議会共済会 総合保障制度「Will」

代理店：メディクプランニングオフィス(TEL:0120-863755)

加入保険プラン：「Will 2」

（２）対応可能な主な事例

・学生自身のケガに対する補償

・対人・対物に関する補償

・感染(可能性)に関する補償

(感染症法に定める１類～5 類の感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症、限度額はありますが患者さんへの２次的感染事故の補償も付帯しています)

連絡先（臨床実習施設用）
本学院電話番号：（平日）8:00～17:00　（0138-43-8282） メールアドレス：rinshojishu@hma-reha.com お問合わせ：”臨床実習担当”までお問い合わせください ※土日・祝日はメールでお問合せください

臨床実習施設において新型コロナウィルス感染者が発生した場合の学生対応

実習の感染規程に従いますが学生が濃厚接触者に該当しない場合は、可能限り実習継続をお願いします。

以　上